

※改正内容等説明※

※1は支部規約整合性等の為 ※2は実態に合わせる為 ※3は緊急時の柔軟な対応の為です

理窓会神奈川支部 横須賀・三浦地区会規約 (※1)

制定 平成12年12月2日

改定 平成16年5月22日

改定 令和2年4月10日

名称及び目的

第1条 本会は理窓会神奈川支部横須賀・三浦地区会と称する。(※1)(整合性等)

…… (略) ……

第6条 本地区会に次の役員を置く。

1 会長 1名

2 副会長 2名

3 幹事 若干名 (※2)(旧規約：6名以上。実態無い為)

4 会計監査 2名

…… (略) ……

第12条 地区会の会議は総会、幹事会及び顧問委員会とする。但し、緊急時には幹事会において対応を協議する。(※3)(緊急時対応等の為)

付則

…… (略) ……

この規約は令和2年4月10日より改正施行する。(※改正に伴う追記です。)

【補足説明】

(※1) 支部規約(昭和21年施行記載版)に「横須賀地区」は無く「横須賀・三浦地区」と過去から継続表区されています。地区の定期総会は平成24年度以降「横須賀・三浦地区定期総会」で開催します。神奈川支部の各地区は高校学区等が参考にされたという話もありますが、現在は過去の学区等全改廃されています。尚、逗子市は三浦半島の根本にあり鎌倉市隣接ですが支部総会パンフ等では平成20年代以降「逗子市・葉山町」を「横須賀・三浦地区」に入れた色区分表示しています。

(※2) 「幹事」は直近12年程度だけを見ても6名を充足したことが1度もなく選出2~3名程度で推移しています。令和2年度は3名です。

(※3) 本年度コロナの緊急事態に対し地区規約が機能しませんでした。次年以降含め柔軟な対応もとれるかたちにしました。

本地区会は年会費徴収等なく「規約」の必要性に言及する声もあります。実際、規約があるのは支部で当地区だけですが、過去からの慣例でもあり引き続き、規約改正し運用を継続させていただきます。

※規約※

理窓会神奈川支部横須賀・三浦地区会規約

名称及び目的

(名称)

第1条 本会は理窓会神奈川支部横須賀・三浦地区会と称する。

(事教務)

第2条 本地区会は事務所を会長の勤務場所に置くことを原則とする。

(目的)

第3条 本地区会は理窓会の目的に協力して理学の進歩普及に努め会員相互の連絡と親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本地区会は目的達成のため、理窓会神奈川支部と連携をはかり次の事業を行う。

- 1 講演会、研修会及び研究会の開催
- 2 会員の親睦を深めるための見学会等の開催
- 3 その他目的達成に必要な事業

会員

(会員)

第5条 本地区会の会員は神奈川県（横須賀、三浦地区等）に在住または在勤及びかつて勤務したことのある者で学校法人東京理科大学に關係する東京物理学校及び東京理科大学等の同窓生とする。

役員

(役員)

第7条 本地区会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事 若干名
- 4 会計監査 2名

(役員の任免)

第8条 役員は総会において選任し、解任する。

2 役員を選任及び解任の手続き方法については総会の定めによる。

3 役員に欠員が生じたときは、幹事会の推薦により選出し総会において承認を得なければならない。但し、幹事会で会務に支障がないと認めたときはこの限りでない。

(役員を選出)

第9条 会長、副会長は幹事の互選により選出し総会の承認を得るものとする。

2 幹事及び会計監査は幹事会の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第10条 会長は会を代表し、会務を統括し幹事会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は幹事会を組織し会務を処理する。

4 会計監査は会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は原則3年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠の役員の仕事は、その前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第11条 地区会に顧問を置くことができる。
2 顧問は幹事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

会議

(会議)

第12条 地区会の会議は総会、幹事会及び顧問委員会とする。但し、緊急時には幹事会において対応を協議する。

(総会)

- 第13条 総会は定期総会と臨時総会とする。
2 定期総会は毎年1回開催し会長がこれを召集する。
3 臨時総会は幹事会が必要と認めたとき開催する。

(総会の付議事項)

第14条 総会は予算、決算及び事業の計画、会務の報告、会則変更に関する事項、その他重要事項を承認又は議決する。

(幹事会)

- 第15条 幹事会は会長、副会長、幹事及び会計監査を以って構成する。
2 幹事会は本会の目的を達成するための事業計画等を審議立案する。

(顧問会)

- 第16条 顧問会は会長及び顧問を以って構成する。
2 顧問会は会長がこれを召集し、地区会運営全般について意見を具申する。

会計

(経費)

第17条 地区会の経費は、会員の会費、寄付金ならびにその他の収入を以ってこれに当てる。

(会計年度)

第18条 地区会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(細則)

第19条 本規約の施行に必要な細則は別に定める。

(改廃)

第20条 本規約は第14条の議を得て改廃することができる。

付則

- この規約は平成12年12月2日より施行する。
この規約は平成16年5月22日より改正施行する。
この規約は令和2年4月10日より改正施行する。